

2010年 9月 2日

国土交通大臣  
前原 誠司 様

国土交通省職員組合  
中央執行委員長 加藤 順一

### 本年の人事院勧告、意見の申出に関わる要求書

人事院は8月10日、2年連続で月例給の757円、0.19%引下げ、一時金の0.20月削減することなどを中心とする給与勧告を行いました。

これらの給与勧告は、民間の実勢を反映したものとはいえ、わたしたちの生活に大きな影響を与えるもので、極めて不満な内容と言わざるを得ません。

特に、50歳台後半層の給与を一律引き下げるという措置は、能力・実績主義とも、職務給原則とも相容れないもので到底認められません。

一方、国交省・地方整備局の職場ではいま、政権交代に伴う大きな政策転換を受けて、一般的に事務事業の見直しが進められ、職員は、厳しい労働環境の下で黙々と職務に励んでいます。

しかし、鳴り止まない公務員バッシングと地域主権改革に伴う地方整備局廃止問題は、職員のところに静かに、確実にダメージを与えています。

貴職におかれましては、こうした実情や人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることをふまえ、わたしたちと交渉・協議の上、給与改定方針を決定されるよう要求します。

#### 記

1. 本年の給与勧告等の取扱を検討するにあたって、50歳台後半層の給与引き下げは行わないこととし、国交職組と十分交渉・協議し、閣議決定に反映すること。
2. 非常勤職員（期間業務職員）に育児休業制度等を導入するため、意見の申し出に基づいて、速やかに育児休業法を改正すること。
3. 雇用と年金を接続するため、2013年度から段階的な定年年齢の延長が実施できるよう必要な検討作業を急ぐこと。
4. 国家公務員制度基本法に基づく公務員制度の検討に当たっては、ILO勧告に基づき、公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立することとし、次期通常国会で関係法律を改正すること。

以上